

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号)の一部を次のとおり改正する。

別表第一 警察の部中

警察本部		警察本部	
危通監会所隊室課		危通監会所隊室課	
運組財參首部	運組財參首部	機信計	機信計
転織免犯務	転織免犯務	管指監	管指監
免罪事監	免罪事監	理令查	理令查
許セシ対策	セシ対策	セシ対策	セシ対策
センタ	タ	センタ	タ
局	局	局	局
察	察	察	察
官官官官長長長	官官官官長長長	長長長官官長	長長長官官長

を

に、

警察本部		警察本部	
監会所隊室課		監会所隊室課	
運組財參首部	運組財參首部	機信計	機信計
転織免犯務	転織免犯務	管指監	管指監
免罪事監	免罪事監	理令查	理令查
許セシ対策	セシ対策	セシ対策	セシ対策
センタ	タ	センタ	タ
局	局	局	局
察	察	察	察
官官官官長長長	官官官官長長長	長長長官官長	長長長官官長

警察署(広島中央、広島東、広島南、三次)
佐北、佐伯、海田、廿日市、安

を

警察署(広島中央、広島東、広島南、三次)
吳、福山東、三次
佐南、安佐北、佐伯、海田、安

に改める。

広、東広島、福山西、福山
北、尾道、三原)

廿日市、広、東広島、福山
西、福山北、尾道、三原)

附 則

この人事委員会規則は、平成三十一年三月十一日から施行する。ただし、別表第一警察の
部警察本部の款に係る改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。